

佐賀県告示第 259 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
坂田歯科医院	小城市小城町 191 番地	令和 2 年 3 月 31 日
コーソ薬局東与賀店	佐賀市東与賀町大字田中 554-9	令和元年 12 月 31 日
ひげドクターのお元気でクリニック	鳥栖市宿町 1399 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日
まつうら歯科クリニック	武雄市山内町大字大野 7285 番地 1	令和 2 年 3 月 31 日
辻薬局栄町店	唐津市栄町 2582 番地 3	令和 2 年 5 月 10 日